

(5) 国立大学等に対する地方公共団体の寄附制限の見直し

- 1 地方財政再建促進特別措置法に基づく寄附制限は、国と地方の財政秩序を維持させることを目的としているものであり、今後とも適切な運用に努めて参りたいと考えているところ。
- 2 構造改革特区等の提案において、地方公共団体と国立大学等の研究開発機関との連携強化について様々な要望がなされていることも踏まえ、地方公共団体からの寄附金等が認められる場合を政令に追加することを検討することとしたところ。
- 3 具体的には、地方財政秩序の維持にも配意し、地方公共団体の要請に基づいた、国立大学等が行う科学技術に関する研究開発等で地域における産業の振興等に寄与するものに対し、一定の要件のもとで、地方公共団体が経費を負担できるようにすることを考えているところ。

地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令案参照条文

地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）（抄）
（退職手当の財源に充てるための地方債等）

第二十四条（略）

2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、「独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は日本郵政公社、都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、金属鉱業事業団、農畜産業振興事業団、中小企業総合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活センター、日本学術振興会、放送大学学園、心身障害者福祉協会、国際協力事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構若しくは運輸施設整備事業団（以下「公社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）（抄）

（寄附金等の支出の制限の対象となる独立行政法人）

第十二条の二 法第二十四条第二項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立言語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人及び独立行政法人教員研修センターとする。

(国、独立行政法人又は公団等に対する寄附金等の支出の制限の特例)

第十二条の三 法第二十四条第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 国(法第二十四条第二項に規定する国をいう。以下この条において同じ。)、独立行政法人(法第二十四条第二項に規定する独立行政法人をいう。以下この条において同じ。)、又は公団等(法第二十四条第二項に規定する公団等をいう。以下この条において同じ。)(の所有する財産の譲与又は無償譲渡を受けるため、他の財産を国、独立行政法人又は公団等に寄附しようとする場合)

二 国、独立行政法人又は公団等に対する地方公共団体の事務の移管に伴い当該事務の用に供するため国、独立行政法人又は公団等に無償で貸し付けた財産で、当該地方公共団体において維持及び保存の費用を負担しているものを、当該地方公共団体の負担の軽減を図るため国、独立行政法人又は公団等に寄附しようとする場合

三 地方公共団体の施行する工事により必要を生じて国、独立行政法人又は公団等が施行する工事に係る費用を、その必要を生じた限度において当該地方公共団体が負担しようとする場合

四 地方公共団体の施設で独立行政法人又は公団等が直接その本来の事業の用に供する施設と一体となつて機能を発揮しているものを構成している財産を、当該施設の機能を増進させるため独立行政法人又は公団等に寄附しようとする場合。ただし、当該施設が専ら当該地方公共団体の利用に供され、又は主として当該地方公共団体を利することとなる場合に限る。

五 専ら当該地方公共団体の利用に供され、又は主として当該地方公共団体を利することとなる施設で独立行政法人又は公団等の当該施設に係る一般的な設置基準を超えるものを当該独立行政法人又は公団等が設置する場合において、当該施設を構成する財産を独立行政法人又は公団等に寄附しようとし、又は当該財産の取得に要する費用を当該地方公共団体が負担しようとするとき。

六 独立行政法人又は公団等の行う事業のうち、住民の福祉の増進に寄与し、かつ、地方行政の運営上緊急

に推進する必要があるものとして総務省令で定めるものに要する経費の一部を、法律の定めるところにより行われる公営競技の競走（地方公共団体が特定の事業に協賛するため通常の開催回数又は開催日数の範囲を超えて開催するものであつて、総務大臣が指定するものに限る。）に係る収益の一部をもつて当該地方公共団体が負担しようとする場合